

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 29 年 8 月 31 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会 社 名 テックポイント・インク

代表者の 最高経営責任者兼取締役社長
役 職
氏名(署名) M. Kmi

当社の最高経営責任者兼取締役社長である小里文宏は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は以下の通りであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成に当たり、当社及び連結子会社である株式会社テックポイントジャパンにおいて業務分担と責任部署が明確化されており、適切な業務体制が構築されております。
2. 経営上の重要事項や業務執行状況は、毎月開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において適切に付議・報告され、意思決定が行われております。
3. 監査委員会の委員である各取締役は、取締役会への出席、監査委員会の開催、日常的な情報収集等を通じて、取締役会の意思決定並びに取締役及び取締役ではない執行役（最高財務責任者及び最高技術責任者）の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
4. 内部監査担当者は、監査及び報告の独立性を確保した上で、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その内容を最高経営責任者兼取締役社長に報告しております。
5. 会計監査人である BDO USA, LLP による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。
6. 以上の事実関係の下で、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請の

ための四半期報告書の作成に当たり、「金融商品取引法」「企業内容等の開示に関する内閣府令」「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令並びに「有価証券上場規程」等の貴取引所諸規則その他適用ある法令及び規則に照らし、すべての重要な事項について虚偽の記載がなく、かつ、記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていないことを確認しております。

以上